

令和8～10年度富士市子どもの学習支援事業業務委託 参加表明書等に関する質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	様式集	プロポーザル参加者の募集ページにて、令和8～10年度富士市子どもの学習支援事業業務委託様式集（PDF）がありますが、word等編集できる様式はございますでしょうか。	様式集のword版を掲載しました。
2	様式-6（1）	予定管理責任者等の経歴書とありますが、様式-5統括責任者と同じでよいでしょうか。	様式-6の予定管理責任者と様式-5の統括責任者は同一です。
3	様式-6（2）	予定担当者等の経歴書とありますが、様式-5学習支援員と同じでよいでしょうか。 また該当する場合、該当する全員についてそれぞれ提出が必要でしょうか。	様式-6の予定担当者と様式-5の学習支援員は同一です。 また該当する全員について提出をお願いします。
4	様式-3 プロポーザル実施要領P2	様式-3法人等概要書の記載欄に「会社更生法・指名停止等の事跡」について、富士市子どもの学習支援事業業務委託プロポーザル実施要領5参加資格（4）にある通り、指名停止等については富士市内での措置との理解でよろしいでしょうか。 また提出期限の日から遡って過去何年の間に措置を受けたものについて記載すればよいでしょうか。	「会社更生法・指名停止等の事跡」に記載する指名停止等については、富士市での措置がある場合に記載してください。 また富士市での指名停止の措置に該当する場合、その全てについて記載してください。
5	実施要領6・8	6 スケジュール4 提出方法 持参又は郵送による提出 8（3）提出方法 持参 どちらの提出方法が正しいのかご教示ください	実施要領8のとおり、提出方法は「持参」のみです。 また表記の揺れが実施要領6スケジュールNo.8及び実施要領11でも発生していますが、提出方法は「持参」のみです。

6	仕様書 6	詳細は別紙1を参照と記載がありますが、別紙1はどこにあるかご教示ください。	別紙1を掲載しました。
7	仕様書 8 別紙1	定員について 拠点8名、サテライト12名とありますので、学習支援員は拠点2名、サテライト3名の配置が想定かと思いますが、参加人数に合わせて支援員数を調整しても良いかご教示ください	参加人数に合わせて支援員数は調整しても構いません。また仕様書10(2)にあるとおり、市から学習支援員を1名派遣するため、それを踏まえた支援員数に調整してください。 なお同仕様書10(2)にあるとおり、受託者の判断で学習支援員の増員を行うことは妨げません。また市から派遣する学習支援員1名の費用は市が負担します。

8	仕様書 8	<p>中3は拠点会場週4日、高1はサテライト会場週5日とあります、参加者は週1回の参加となるのかなど決まりはあるかご教示ください</p> <p>また、中3は週4日開催ですが、もし複数日程を希望出来る場合はどのような割り振りをする想定なのかご教示ください</p>	<p>中学1・2年生は指定の、中学3年生及び高校1年生は最寄りのサテライト会場を一か所登録し、そこで学習支援を受けます。</p> <p>そのため、全ての参加者が週1回の参加となります。</p> <p>中学3年生に限り、保護者の送迎が可能であれば、サテライト会場を利用する曜日以外の曜日に拠点会場で学習支援を受けることができます。</p> <p>例えば、中学1・2年生は月曜日、中学3年生は火曜日、高校1年生は水曜日にサテライト会場を登録した場合、仕様書8の例では中学1・2年生はまちづくりセンターAで、高校1年生はまちづくりセンターCで学習支援を受けることができますが、それ以外の曜日はサテライト会場及び拠点会場で学習支援を受けることができません。</p> <p>中学3年生は火曜日にまちづくりセンターBで学習支援を受けることができますが、複数日学習支援を希望する場合は、火曜日以外の平日については、サテライト会場での学習支援は受けられませんが、拠点会場（教育プラザ）で学習支援を受けることができます。</p>
---	-------	--	---

9	実施要領3	選定方法について 前回の入札からプロポーザル方式に変更となっているかと思います。選考方法が変更になった背景があればご教示ください	本市の提示した仕様書や実施要領から各者の持つ専門性や企画力、技術力等を用いた企画提案書の提出を受け、本学習支援事業をより良い事業としてさらに発展させていくために、入札方式ではなくプロポーザル方式を実施することを提案し、本市指名委員会にて承認されました。
10	実施要領8	業務実施体制について 学習支援員は、受託してから採用活動を開始する予定です そのため提出段階では候補者がいない状況ですが、未定ということでお構わぬいかご教示ください	参加表明書等の提出は実施要領8で示している通りです。内容について未定の部分があれば、そのように記載することは妨げません。 なお、実施要領14に示した通り、参加表明書等による審査を実施します。未定であることも評価の対象となります。

その他		9の質問と重なるかもしれません、現在の学習支援事業を実施しているにあたり、市役所様が運営において課題と捉えている点があればご教示ください	以下の点を課題と捉えています。 <ul style="list-style-type: none">・学習支援対象者に該当する世帯数に対し、参加者数が少ないこと・学習支援参加者として登録するも、途中で参加しなくなってしまう参加者がいること・進学を希望するも、学習意欲が低い参加者が一部みられる また参加者の学力や特性等、参加者の個性に合わせた学習の提供を行うことは学習支援事業を行う上の使命として捉えています。
-----	--	--	---